

総務委員会会議記録

1. 日 時 令和7年3月13日(木) 午後1時25分

1. 場 所 第1委員会室

1. 出席委員

委員長	国 松	ひろき
副委員長	石 崎	ひでゆき
委員	つかこし	たかのり
〃	清 水	みな子
〃	細 田	伸 一
〃	宮 本	均
〃	大 場	諭
〃	石 原	よしのり
〃	越 川	雅 史
〃	松 永	鉄 兵
〃	岩 井	清 郎

1. 欠席委員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

総務部次長	日 暮 真 司
人事課長	吉 成 悟

1. 会議に付した事件

- ・ 議案第68号 市川市職員の分限に関する条例の一部改正について

会 議 概 要

午後 1 時 25 分開議

○国松ひろき委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

○国松ひろき委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員の皆様におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法、1、総括、2、初回総括 2 回目以降一問一答、3、質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者の方々におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名のった上で発言されるようお願いしたい。

○国松ひろき委員長 議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○人事課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○国松ひろき委員長 質疑はないか。

○石崎ひでゆき副委員長 一問一答で1点お願いする。今回、人事院規則の改正を踏まえたものであることは認識しているが、追加議案として提出するに至った経緯と改正内容について伺いたい。

○人事課長 今回の改正は、今、副委員長からも御指摘あったとおり、人事院規則の改正を踏まえたものである。その人事院規則の公布日が今定例会告示日の令和7年2月5日であったことから当初提案できなかったため、追加議案として提出した。

2点目の改正の内容に入る前に、前提として、既に御可決いただいている市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に関連するので、まず、そちらの内容を御説明差し上げたい。

給与条例の改正においては、国家公務員に準じて、令和7年度から次長、部長級の職員に適用する一般給料表の8級、9級について、給料水準や号給構成の抜本的な見直しを行い、職務や職責をより重視した給与体系へと変更させていただいたところである。その内容を具体的に申し上げますと、一般給料表の8級、9級の最高号給について、8級は現在68号給、9級は45号給という構成になっているが、それぞれ令和7年4月1日から9号給が最高号給となってくる。そうすると、

上位の号給との差額である間差がこれまでのおおむね2倍程度に拡大する。この号給の間差の拡大により、給料表の8級、9級の適用を受ける次長、部長等の職員を下位の号給に変更する降号を行う場合、現在の2号給を維持した場合には給料月額が大幅に引き下がってしまう現象が生じる。そういったものを考慮して、今回、2号給とされているものを1号給に改めさせていただく。

○国松ひろき委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○国松ひろき委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

○国松ひろき委員長 委員長報告の作成については正副委員長に一任されたいと思うので、御了承願いたい。

○国松ひろき委員長 以上で総務委員会を散会する。

午後1時29分散会